

令和4年4月21日 開会  
令和4年4月21日 閉会  
第 12 回  
(通算第 201 回)

# 吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 6 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年4月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和4年4月21日  
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 12 回吉賀町農業委員会会議録

招集年月日 令和4年4月21日

招集の場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧
欠席委員	農業委員	11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	齋藤一政
欠員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉会		議長は 9時45分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		見川恒栄 田村薫平
会期の決定		令和4年4月21日
開議		令和4年4月21日
備考		議案第2号 16番の案件は保留となった。他は可決。

第 12 回農業委員会  
(通算第 201 回)

令和4年4月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

9時 事務局より欠席委員及び会議の成立について報告。

会長挨拶の後、議事録署名委員として見川委員、田村委員を指名、議事に入る。

事務局長	定刻になりましたので、只今より農業委員会総会を開催いたします。
事務局	<p>本日の欠席の方は、齋藤一政委員、河口委員という事で、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長の方にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>この案件は追認となります。追認というのは、許可を受けずに転用をされたものについて、悪質ではないこと、許可申請をされれば許可が見込まれること、始末書等の内容から見て今後は、違反行為を行わないと認められること、といった点を考慮して、後日、転用許可を認めるものです。</p> <p>農地の所在は幸地〇、登記地目 田、面積〇㎡、国道187号線沿いの丸井仮設工業の道路を挟んで反対側の位置になります。譲渡人は〇さん、幸地の方、譲受人は〇さん、幸地の方です。</p> <p>転用目的は個人住宅の用地です。住宅は令和2年8月1日に完成しております。経緯を説明しますと、令和2年の初めに、当時、登記地目が山林であった土地を、所有者である母親から土地の一部を無償で借り受け、自宅の建設工事を行いました。</p> <p>その時、ここが国土調査の対象となっていたため、国土調査の登記が完了するのを待って分筆登記しようとしたところ、地目が田に変更されていることが判明しました。</p> <p>始末書もいただいており、当初は地目が山林でしたが、国土調査によって田に変更されていることが判明し、農地転用許可申請が後追いとなった旨を謝罪されておられます。</p> <p>今回の申請地については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地と考えられます。第2種農地は原則転用不許可ですが、この申請地は、当初、地目が山林であったことと、実家の隣接地を母から借り受け、ほかに適した土地も無いようですので、やむを得ないかと思われまます。</p> <p>申請地が農用地区域内農地でないことは確認しております。また土地改良区からは意見なしとのことでした。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	はい、事務局の説明は終わりました、追認というところで、特殊な案件が出てまいりました。この現地につきまして、現地の方を、正木さんの方に見ていただいておりますので、補足をお願いいたします。

<p>正木委員</p>	<p>17日の日曜日でしたか、ご本人さんの方へ、田中さんと伺って、聞き取りをしました。まず、現実には、さっきも言われましたけど、山林だ、という事で、家を建てられたそうです。それで、敷地の部分を分筆登記して建てるようでした。だけど、国土の調査で、その対象地区となっていたため、分筆登記をする事ができなくなって、田に変更になっていたようでありまして、それで、こういう事になったそうです。昔は田んぼだったところが、昭和49年の10月1日に山林に地目変更してあったあつたんですが、また、国土調査の時に田に直すという事で、農地転用の方が、後にまわしになったようで、そういう状況で、自宅が先に建つ状況になったそうです。</p> <p>確認申請やら完了検査、そして登記をするのに、ある日山林から田に変わっておって、本人の不備はないと考えます。周辺に農地もありませんし、立地的には問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>現地の農業委員の説明は、以上でございます。</p> <p>この第1号議案の5条の案件につきまして、皆さんの、ご意見のある方は、拝聴したいと思います。ある方は挙手を、お願いします。</p> <p>私の方からすみません。正木委員さん。 これは、親子さんですか？</p>
<p>正木委員</p>	<p>そうです。</p>
<p>議長</p>	<p>親子ですね？</p>
<p>正木委員</p>	<p>はい。親子です。</p>
<p>議長</p>	<p>ございませんか？ よろしゅうございますね？ はい、それでは第1号議案につきまして、農業委員の皆さんの、賛成の方の挙手を求めます。 はい、全員賛成で、この件につきましては、認可されました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。この件につきましては、新規案件のみの説明とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第2号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>再設定と書かれているものは、以前承認されているという事もありますので説明を省かせていただいて、新規案件のみの説明とさせていただきたいと思います。</p> <p>《新規案件を読み上げ》</p> <p>以上の案件について、基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明は以上のような事です。以上の農地の利用集積につきまして、この件に関しまして、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>事務局、ちょっといいですか？</p> <p>16番の、〇さんの案件なんですが、週に3日は幸地の方に来られて、ということですが、これは、前々からこちらの方でやっておられたんでしょうかね？それとも新規で倉庫を建てて、機械を買って、みたいな感じなんですか？</p> <p>どうなのかな？と思ったんですけど。聞いておられますか？</p>
事務局	<p>お聞きしましたのが、〇さんは新規に農業をされる、という事です。そして、機械は、今から揃える、という事なんですが、昔ながらのやり方をしたいという事を言われておられるようでして、今のところあるのが、草刈り機だけだそうなんですけど、機械は今から揃えるという事です。</p>
三井委員	<p>ええです？</p>
議長	<p>はい</p>
三井委員	<p>沢田は誰が作るの？</p>
事務局	<p>17番の沢田は、公社から、〇さんが借り受けて作られるそうです。</p>
議長	<p>そうです、はい。</p> <p>他にございませんか？</p> <p>はい、田淵委員さん</p>
田淵委員	<p>あの、先ほどの16番ですよ。今から機械を揃えるという事をお聞きしましたが、それと、昔ながらの農業をやる、と言われておられますけど、そういう事で実際通るんですか？</p>
議長	<p>あの、私の方からその辺、ちょっと、田淵委員さんとかぶるかもしれませんが、昔ながらのやり方、という事ですね、例えば、草を刈らずにですね、草はその</p>

	<p>ままにしといてみたい事ではないとは思いますが、まあそういったような形で、究極の自然農耕とかでやられた時には、今度、集落の方が困ると思ったんですけど。それで、どういう方かな？と思って質問したところです。で、そこら辺が、事務局がおっしゃったように、きちんと詰められておられれば、問題はないんじゃないかと思っています。</p> <p>田淵さん、いかがでしょうか。</p>
田淵委員	<p>いや、昔ながらの農業というんで、じゃ牛馬でやりよったら、自分で鋤でおこすという事でしょ？そうすると、面積自体がそこそこの面積じゃないですか。</p> <p>だから例えばですね、はぜをすとかですね、乾燥機を使うといった形じゃないかな、という風にみたいです。まさか、牛を使っておこしゃあせんと思いきですけどね、有名になってしまいますよね。</p>
三井委員	<p>○さんは、こっちに全然親戚とか無いの？</p> <p>全く新規なんですか？</p>
事務局	<p>地権者の○さんのご親戚から紹介された方という事です。ですので、親戚ではないそうです。</p>
茅原委員	<p>この、週三日来るというのは、通勤なんですか、こっちに泊まり込み、三日間、こっちに泊まり込みという事なんですか？もし泊まるのであるのなら、そういう宿とかというのは、どういう風になっとるんですか？まさか、広島から毎日通うというのも大変だろうと思うし。</p>
事務局	<p>基本的には、土日に通いだそうです。最初は通いで来られるそうなんですけど、いずれはこちらに、空家などを探して、寝泊り出来るところを探したいという話を聞いております。</p>
茅原委員	<p>それだったら、空家バンクを通して、宅地と農地を一緒にやれるようにやってもらったらどうなんですかね？そうしたら、こんなに問題が出ないと思います。このままで通したら、地元の農業委員さんは、大変後で苦勞すると思います。今度は、隣の方も、田に草が茂り、虫が出るとか色んな話が出て、それを、いちいち対応するようになったら大変じゃないかと思うんですよ。</p> <p>まあ、その辺も地元の農業委員さんが覚悟のうえで賛成するんならいいんだけど。そうじゃなかったら大変じゃないかと思うんだけど。</p>
議 長	<p>茅原委員さんが、今指摘されましたけど、ここでトラブルをやられると、農業委員さんはここのトラブルに入らなければならなくなりますね。結構、そうなる、なかなか、よそから来られても、なかなか難しいと、私も経験したこともあります。できるだけ、お互いに協調性を持ちながら、入って、どういう農法でやられるか分かりませんが、お互いに理解し合いながら、自然な農業をやっていたきたいな、という風に思っております。まあ、幸地の農業委員さん大変だろうと思いますが、ちょっと、注視してください。</p>
茅原委員	<p>これはあの、担当委員さんがいいと言えいいですが、一か月保留にして、も</p>

	<p>っと詳しいことを、どういうやり方をするかというのを、調査して、それから許可を出すかどうかにした方がよいと思います。地元の農業委員さんが、最後まで責任を持つ、というんなら、賛成されてもいいと思うんだけど。</p> <p>担当委員は正木さんですか？</p>
議 長	正木さんが担当になるんですよ。
茅原委員	大丈夫ですか？
正木委員	様子がわかりませんので。
河野達委員	去年までは、田を作っていたのですか？
議 長	<p>はい、お答えします。ちょっと、こちらも動揺いたしまして。色んな質問をされまして、困りますが。</p> <p>一応ですね、今事務局で調べましたら、遊休農地になっていたそうです。もう3年は作っておられない、管理だけはされているけど、という状況が3筆あって、その中で、このままじゃ大変なことになるというんで、ご親戚の方を通じて、○さんという方を紹介された、という形になっているそうです。</p> <p>今、田淵委員さんもおっしゃった様に農業ができるのか？茅原委員さんも一緒でございますが、そういったご意見があります。正木委員さんが担当の農業委員さんなので、会われてお話をされて、今回は保留にしてですね、次の農業委員会ですらどうか、という事で報告して皆さんのご承認を得る、という形を取らせていただけたらとどうだろう、と、今思っているところなんですけど、皆さんも考え方をお聞かせいただきたい、と思ってます。</p>
森下委員	<p>場所は、家の近くですか？どの辺になる？遊休農地。</p> <p>あの、手前の方になる？</p> <p>右手の方に、圃場整備したところはそういうのは無いんで、山手側？左手の山手側か？</p>
議 長	<p>あの○さんの方？</p> <p>どっちかと言えば右の方、左側に、○さんのハウスとかありますけど。</p> <p>・・・事務局現地航空写真提示のため退席・・・</p>
議 長	今、地図を持って来るそうです。今しばらく、お待ち下さい。
茅原委員	これを置いて、次の議案、報告事項を先にやったら。
議 長	ちょっと時間かかるみたいなんで、今、パソコン開いて出してるみたいなんで、次の報告の方に移らせていただいて、写真が来た段階で、もう一回、そこで皆さんの意見を取って、承認という形にさせていただきます。
議 長	では、次の非農地証明交付申請の承認について、を議事とします。事務局説明をお願いします。



事務局	報告第1号ですが、これは先月、非農地証明書の交付申請があったもの2筆について、委員さんに現地確認をいただき、現況、山林として非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。
見川委員	今月の21日に、会長と茅原さんと私と3人で、行ってまいりまして、○さんの所から300メートルかみの、七日市よりの旧道のところなんですが、もう山林化して、畑、とかいうもんじゃなかったです。 以上です。
議長	ありがとうございました。私も一緒に行きまして確認しました。もう、全部ダメでございます。どうにもこうにも、刈る事もできない、という状況でございました。報告します。
議長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします
事務局	この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りされていたものが合意解約された案件の届出です。 申し訳ありませんが、2番について修正があります。地番が誤っており、○ではなく、○です。すみませんが訂正をお願いします。 詳細の説明は省略させていただきますが、1番は規模縮小のため、2番と3番は、耕作者からの解約の申し出があったという事です。以上です。
議長	この意見につきましては、報告事項になりますので、事務局が報告した通りであります。 地図がまだきませんので、ちょっと
茅原委員	この報告事項の、18条第6項の、公社になっているのは、どなたが借りられていたんですか？誰が耕作されていたのですか？
事務局	こちらは、○さんが耕作されておりました。
議長	よろしいですか？ それでは、事務局の、農業委員の日誌の関係で、また4月から様式が変わりました。事務局から先に説明させて下さい。  あっ、今図面が来たようでございます。  ・・・事務局 航空写真現地地図回覧・・・  はい、今、図面がまいりましたね。回覧しておりますけど、森川工業ご存じですかね？鉄工所がありましたね。鉄工所のしも側に3枚ほどある田んぼです。 幸地の新しい圃場整備とは違って、昔の圃場整備じゃないですかね？ 場所はこういったところだそうです。で、最初に申し上げましたように、自然と一緒に農業をしたいというのを聞いているので、非常に気になってしょうがないんですけど、私が心配したように。
田中委員	全体的に、水が来るかどうかですね。
議長	えっ？

田中委員	何年も田んぼは作ってないじゃないかな・・・田んぼにしようと思ったら、すごい覚悟がいらいますよ。
房崎委員	川を渡ると思いますよ。
本廣委員	橋がある
田中委員	○さんが、池みたいにして、鯉を飼っていたと思います。
議 長	すみません。わかりました。池の事を聞くと、塩梅が悪くなりそうなので、ちょっと、この、広島のおさんの案件なんですけど、ちょっと保留させてもらってもよろしいですか？どうですかね？ 正木さん、チェックだけお願いできたらと思いますので。
正木委員	分かりました
議 長	そういう形で、この16番の事については、一応保留して、他の新規については、採決を取らせていただきたいと思いますけどよろしいでしょうか？  はい、それでは、16番は保留、以外の利用権設定につきましての、農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成で、16番以外は認可されましたので、報告します。
	午前9時45分閉会